

## 第1章 総則

### 第1条(会員規約)

この会員規約は、ジャパンベストレスキューシステム株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する「学生生活110番」(以下「本サービス」といいます)を、第2条所定の会員(以下「会員」といいます。)が利用するにあたって適用されます。

### 第2条(本サービスの利用対象者)

- 1.本サービスの利用対象者である会員とは、大学生協の組合員で、所属生協へ本サービスの所定会費の入金を行い、かつ本サービスへの入会を認められた者をいいます。
- 2.前項に定める会員のほか、会員の2親等以内の親族(同居・別居を問いません。以下「利用者」といいます)は本サービスを利用することができます。
- 3.会員(利用者を含む)は、入会した時点でこの会員規約の内容を承諾しているものとみなします。

### 第3条(譲渡禁止等)

会員は、その権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

### 第4条(会員証)

- 1.当社は、会員に対し会員証(スマートフォンアプリを含む)を発行します。
- 2.会員証は、会員本人が携帯・使用するものとし、他人に使用させることはできません。

### 第5条(本サービスの利用方法)

本サービスを利用するには、専用フリーダイヤルにて、会員及び利用者ご本人からのご依頼が必要です。その際、会員証の提示または会員証に記載された会員番号をお申し出いただけます。

### 第6条(本サービスの利用期間と継続)

- 1.会員の本サービスの利用期間は、会員証が発行された時点から、会員証に表示される有効期限までとします。(留学などによる利用期間の停止はできません。)
- 2.会員は、サービスを継続しようとする場合には、有効期間満了までに所属大学生協窓口にて、当社所定の会費を当社指定の方法で支払うものとします。

### 第7条(変更の届出)

- 1.会員は、氏名等、当社への届出内容に変更があった場合には、すみやかに所属大学生協窓口で変更の届出をするものとします。
- 2.前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

### 第8条(会員証の紛失)

会員は会員証を紛失した場合、すみやかに所属大学生協窓口へ届出をし、会員証再発行のための手続きをするものとします。

### 第9条(退会、会員資格の取消)

- 1.会員の都合により退会する時は、所属大学生協あてにその旨の届出を行うものとし、会員証を返却するものとします。
- 2.会員が下記のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、会員資格の取消を行うことができるものとします。
  - 1)入会時に虚偽の申告をした場合
  - 2)本規約のいずれかに違反した場合
  - 3)組合を脱退した場合
  - 4)その他、当社が会員として不適格と判断した場合

### 第10条(個人情報)

当社は、登録された会員情報ならびに本サービス利用状況などを第三者に開示・提供しないものとします。なお、登録された会員情報ならびに本サービス利用状況などは下記の利用目的及び方法にて使用します。

- 1)本サービスの提供や、会員へのご連絡、継続のご案内のために活用します。
- 2)当社が各地の提携業者にトラブル出動サポート等を委託する場合において、その業務に必要な範囲の情報を提携業者に提供します。
- 3)学生生活をめぐる事故や危険に関する統計資料の作成や、広く注意喚起等を行うために、個人が特定できないような情報に加工して活用します。

### 第11条(会費・返却金)

- 1.会員は所定の会費を支払うものとします。
- 2.会員(利用者を含む)が以下のいずれかに該当した場合、会費の返却を認めないものとします。
  - 1)トラブル出動サポートを1回以上利用した場合
  - 2)第9条第2項所定の理由により退会した場合
- 3.会費を返却する場合は、事務手数料を差し引き、当社の規定に沿った金額を返却するものとします。

### 第12条(免責)

- 1.当社及び提携会社は、故意または重大な過失がない限り、本サービスの利用により発生した会員(利用者を含む)または他者の損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)に対し、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。
- 2.天変地異や道路状況、その他担当者の作業状況により、サービス提供ができない場合またはサービス提供が遅れる場合があります。その場合に発生した会員(利用者を含む)または他者の損害に対しても、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。
- 3.海外・離島では、サービスが提供できません。

### 第13条(規約の変更)

当社は、運営上必要と判断した場合、この会員規約を変更できるものとします。この場合には、本サービスの利用条件は変更後の会員規約によります。

## 第2章 生活相談電話サポート

### 第14条(目的)

生活相談電話サポートは会員の様々なトラブルに関して、必要手続の案内や専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介などの情報提供を行うことで、可能な限りトラブル解決をサポートするものとします。

### 第15条(サービス内容)

- 1.会員から専用フリーダイヤルにて問い合わせがあった事項に関して、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行うものとします。
  - 1)トラブルの解決のために必要となる手続・必要措置等の案内
  - 2)行政機関窓口、消費者保護団体、カウンセラー等の専門家の紹介
  - 3)保険・補償等の申請手続のサポート
  - 4)その他、トラブル解決のために必要な情報
- 2.以下の事項に関しては、サポートの対象外とします。
  - 1)恋愛・信仰など、個人の価値観に関係する事項
  - 2)進学・就職など、大学内にて既に所定の相談窓口が設けられている事項
  - 3)法令や社会通念に反する事項
  - 4)法律相談、あるいはそれに準じた対応
  - 5)その他、情報提供が著しく困難と認められる事項

### 第16条(利用料金)

- 1.会員は専用フリーダイヤルに対し、本サービス期間内において、無償で問い合わせを行うことができます。
- 2.下記に該当する、専用フリーダイヤルの情報提供後の費用については、会員本人の負担となります。
  - 1)書類申請等にかかる費用等
  - 2)カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等
  - 3)その他、紛争解決のために発生する費用

### 第17条(提供情報の利用)

専用フリーダイヤルが提供する情報は、会員がトラブルを解決するための一手段であり、会員に強制するものではないとともに、情報の利用についての責任は会員本人に帰属するものとします。

## 第3章 自動車・バイクロードサービス

### 第18条(サービス内容)

当社は会員に対して、緊急性を有する場合に、自動車・バイクのロードサービスを行います。ただし、下記に該当する場合、有料となります。

- 1)ディーラー・修理工場からの回収、依頼
- 2)特殊な構造・部品を使用する場合
- 3)自宅または同等の駐車場等からの回収
- 4)事故の加害者または保険会社が費用を負担する場合

### 第19条(免責)

ロードサービスに関して、下記事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

- 1)会員(利用者を含む)本人以外が所有者の自動車またはバイク(自賠責が確認できない場合)
- 2)災害・天災・暴動等に起因する場合
- 3)車検・整備等を目的とする回収依頼
- 4)違法改造車・飲酒運転等、法律に違反した状態での依頼
- 5)部品交換もしくは使用方法の是正を催告したにもかかわらず、是正されない場合
- 6)長期間保管・放置での回収依頼
- 7)法人所有・営業ナンバーの車両
- 8)大事故、転落等保有する装備で作業が不可能な場合、牽引不可能な構造の車両及び最寄りへ搬入場所のない車両の場合
- 9)通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工用道路等一般車両が通行できない道路、凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等出動車両の通行が極めて困難な地域及び自然保護、環境保全等の見地から、主管大臣等が通行禁止を指定した地域
- 10)当社での対応が不可であると判断した場合

### 第20条(ロードサービス料金表)

		一般	会員
基本料金	昼8:00~20:00	¥8,000	無料
	夜20:00~8:00	¥11,000	
出張料金		¥200/km	
積み込み料金		実費	
特殊料金			
移動料金			

- レッカー(移動)料金は20kmまで無料となります。20kmを超えた部分は¥500/kmとなります。
- 部品代・燃料代(ガス欠時)・有料道路料金は実費負担となります。

## 第4章 カギ・ガラス・水まわりのトラブルサービス

### 第21条(サービス内容)

- 1.当社は、会員に対して、カギ・ガラス・水まわりに関して緊急性を有するトラブルが発生した場合に、当該トラブル解決サービスを行います。ただし、以下の条件の場合、会員サービスとは別に料金が発生します。
  - 1)部品(ガラス・パッキン・薬剤など)を使用する場合
  - 2)リフォームなど緊急作業ではない場合
- 2.カギ・ガラス・水まわりのトラブル出動サポートの定義は、以下のとおりとします。
  - 1)一次対応業務  
初期のトラブル出動サポート対応をいい、トラブルを治める業務を指します。
  - 2)二次対応業務  
部品交換や特殊作業、特殊な構造・部品を使用する場合の作業、再度訪問を要するような作業等のトラブル出動サポート対応をいい、原則対応いたしません。

### 第22条(免責)

カギ・ガラス・水まわりのトラブルサービスに関して、下記事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

- 1)災害・天災・暴動等に起因する場合
- 2)会員証・免許証・学生証等の身分証明書が住宅物件の名義と一致しない場合
- 3)オートロック等建物共用部分に関するトラブルの場合
- 4)店舗・会社事務所など、住宅物件とは異なる場合
- 5)特殊な構造・部品を使用する場合
- 6)雨漏りの場合
- 7)部品交換もしくは、使用方法の是正を催告したにもかかわらず、是正されない場合
- 8)当社作業員の作業状況、交通事情等やむを得ない事情が発生した場合
- 9)当社での対応が不可であると判断した場合

### 第23条(カギ・ガラス・水まわりのトラブルサービス料金)(税別)

		一般	会員
基本料金	昼8:00~20:00	¥8,000	無料
	夜20:00~8:00	¥11,000	
出張料金		¥200/km	
作業料金		実費(通常料金)	

- 部品(ガラス・パッキン・薬剤など)代は実費負担となります。

## 第5章 自転車のトラブルサービス

### 第24条(内容)

当社は、会員に対して、下記のトラブルが発生し緊急性を有する場合に、自転車のトラブル解決サービスを行うものとします。なお、当該トラブルサービスの提供時間は、当社の提携先であり、かつ対応場所周辺において手配可能な自転車店の営業時間に準ずるものとします。

- 1)自転車のパンク
- 2)自転車のチェーンはずれ
- 3)自転車のカギ紛失・故障

### 第25条(免責)

自転車のトラブルサービスに関して、下記事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

- 1)会員(利用者を含む)本人以外が所有者の自転車の場合
- 2)災害・天災・暴動等に起因する場合
- 3)防犯登録のない自転車の場合
- 4)電動アシスト自転車の電気系統(パワーユニット、バッテリー、液晶スイッチ等)に関わる場合
- 5)特殊な構造・部品を使用する場合
- 6)長期間保管・放置での回収依頼
- 7)大事故、転落等保有する装備で作業が不可能な場合
- 8)部品交換もしくは、使用方法の是正を催告したにもかかわらず、是正されない場合
- 9)通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工用道路等一般車両が通行できない道路、凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等出動車両の通行が極めて困難な地域及び自然保護、環境保全等の見地から、主管大臣等が通行禁止を指定した地域
- 10)当社作業員の作業状況、交通事情等やむを得ない事情が発生した場合
- 11)当社での対応が不可であると判断した場合

### 第26条(自転車トラブルサービスの料金表)

会員	¥1,000(税込)
----	------------

- 作業費・出張費・カギの開錠・チェーン調整・パンクのパッチ修理までは、¥1,000(税込)に含まれます。
- 各種部品代、上記以外の修理代は別途必要となります。